

みらい1分ニュースレター

2009/11/02 第17号

毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

前号(10/26)では、当法の適用範囲、証明責任、支払命令制度、仲裁費用について紹介しました。今回は仲裁の申請期限、管轄、「一裁二審制」について解説いたします。

特に、どのような場合に、会社にとって裁判所への提訴が不可能なのかを、ご確認ください。

みらいコンサルティング(株) 国際部
中国ニュース配信サービス事務局

Peoples Republic
of China

テーマ

中国の「労働争議調解仲裁法」(2/2)

←ポイント

✓公布部門: 中国全国人民代表大会常務委員会

✓施行: 2008年5月1日より

✓注目すべきポイント:

前回(10/26)の続編です。

1. 申請期限は一年以内

2. 仲裁は、労働力を提供している地域の管轄が優先的に対応する

3. 特定の案件については、

会社側の「一裁終審制」(裁判所への提訴が不可)となる

✓影響: 労働争議を未然に防ぐため、各企業は規程等の整備に留意しておく必要がある。

←解説

◆[当法の主な内容]

一申請期限

仲裁について、労働仲裁委員会への申請が可能な期限は、当事者が**自分の権利が侵害されたことを知った日、もしくは、知ったとみなされる日から起算して1年以内**です。ただし、労働関係が継続している間に**賃金の未払い等**を原因として発生した争議については、この限りではありません。

一管轄

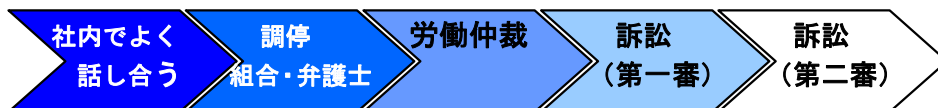
労働者が労働力を提供している場所(作業場所)もしくは使用者の所在地(会社の登録住所)のうち、いずれの管轄の委員会へも仲裁申請が可能です。なお、上記の場所が異なり、労使それぞれが自分の管轄の労働仲裁委員会に申請した場合は、労働者の利便性およびコストを考慮し、**労働力が提供されている場所**の管轄を優先します。

一「一裁終審制」

仲裁の裁決を不服とする場合には、仲裁裁決書を受け取ってから15日以内に裁判所に提訴することができます。

原則として、労働争議案件は「一裁二審制」(一回の仲裁、二回の裁判まで可)であり、裁判所にて二審まで受けることが可能です。しかし、労働争議案件が下記に該当する場合、会社側には、訴訟を起こす権利は認められず、労働者側のみ二審まで裁判を受けることが可能となります。

- ① 労働報酬、労災医療費、補償金もしくは賠償金等の要求金額が、当該地域の最低基準賃金の12ヶ月分を超えない場合
- ② 勤務時間、休日・休暇、社会保険等に関する争議の場合



執筆: 莫 健潔(ばく けんけつ)

 **みらいコンサルティンググループ**

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>
税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

- ◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)
- ◇[大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 サンキュービルディング4階 TEL: 06-4705-7010
- ◇[名古屋事務所] 愛知県名古屋市中区栄2丁目11-7 TEL: 052-253-5606

